

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会社会福祉振興基金

地域福祉活動モデル事業実施要綱

【目的】

本事業は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会助成業務規程（以下「助成業務規程」という）第3条5号に基づき、変化する社会情勢に伴い、増大・多様化する福祉需要の中で、既存の公的制度（介護保険制度・障がい者自立支援法等）では対応が難しい様々な福祉ニーズに対応するための、新たな事業・取り組みを実施する福祉団体へ助成をすることにより、誰もが生きがいを持って生き生きと暮らせる豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

【実施主体】

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会（以下、「本会という」）

【助成対象団体】

助成業務規程 第3条関係 別表1に記載の団体

- | | | | |
|-----------------------------------|---------|------------|---------|
| ・社会福祉法人 | ・一般社団法人 | ・公益社団法人 | ・一般財団法人 |
| ・公益財団法人 | ・特定民法法人 | ・特定非営利活動法人 | |
| ・社会福祉に関する事業を行うもので助成審査委員会が適当と認めたもの | | | |
| ・社会福祉協議会 | | | |

【助成対象事業】

(1) 助成対象事業

- ①既存の事業や公の制度では対応し難い地域のニーズに応える先駆的、開拓的な取り組みで、他のモデルとなる事業
- ②地域の活性化や課題解決に向けた取り組みで、一定の成果が期待できる事業
- ③助成終了後も継続して実施することができる事業

(2) 助成対象とならない事業

助成業務規程 第3条関係 別表2に記載の事業

- | |
|---------------------|
| ・ 公的補助制度の対象となる事業 |
| ・ 公費委託事業 |
| ・ 主財源を他の資金制度で充当する事業 |

【助成の概要】

助成額、助成期間、助成対象経費、申請方法、選定方法、助成金交付方法等については、各助成事業の募集要項の定めるところとする。